4　この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

5　この協定は、欧州連合の加盟国としてのスペインの現在又は将来の義務に関する欧州連合の法令及びこれらの義務を履行するために制定される法令に基づくスペインの義務並びに欧州連合の加盟国間の国際協定によって生ずるスペインの現在又は将来の義務に影響を及ぼすものではない。

第三条　要請に基づく支援

1　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、次の事項に関する有益な情報を要請当局に提供する。

(a)　関税法令の適正な適用及び関税法令の実質的な変更

(b)　関税の正確な査定

(c)　関税法令違反の防止、調査及び抑止

2　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、被要請当局の利用可能な資源の範囲内で、第十二条に定める条件に従い、かつ、被要請当局が属する国の法令の範囲内で、次のものについて、情報を提供し、及び特別な監視を行う。

(a)　関税法令違反を犯したことが要請当局により知られており、又は疑われている者

(b)　要請当局の関税領域に向けて不正取引が行われる疑いがあると要請当局により通知された輸送中又は蔵置中の物品

(c)　関税法令違反の行為のために使用されたことが要請当局により知られており、又は疑われている輸送手段

(d)　関税法令違反の行為のために使用されたことが要請当局により知られており、又は疑われている場所

3　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、次の情報を提供する。

(a)　要請当局の関税領域に輸入された物品が被要請当局の関税領域から適法に輸出されたか否かを示す情報

(b)　要請当局の関税領域から輸出された物品が被要請当局の関税領域に適法に輸入されたか否かを示す情報及びその物品が税関手続の下に置かれた場合には当該税関手続の種類を示す情報

第四条　自発的な支援

両税関当局は、他方の税関当局の重要な利益に実質的な損害を与え得る状況、特に次のものに関する情報を入手した場合において、関税法令の適正な適用のために必要であると考えるときは、事前の要請に基づくことなく、かつ、それぞれが属する国の法令に従って、相互に支援を提供する。

(a)　関税法令違反となるおそれがある活動

(b)　(a)に規定する活動の遂行に用いられる新たな手段又は方法

(c)　関税法令違反に関係することが知られている物品

(d)　関税法令違反に関与している、又は関与していたと信ずるに足りる合理的な理由がある者

(e)　関税法令違反に使用されていた、使用されている、又は使用される可能性があると信ずるに足りる合理的な理由がある輸送手段

第五条　監視付移転

両税関当局は、関連法執行機関と協議の上、それぞれが属する国の法令に従って実施される監視付移転について協力し、及び情報を交換することができる。

第六条　注意を要する品目の不正取引に関する情報

両税関当局は、自己の発意により又は要請に応じ、遅滞なく、関税法令違反（特に次の分野のもの）を構成し、又は構成し得る活動に関する全ての関連情報を相互に提供する。

(a)　麻薬、向精神薬及び前駆物質の移動

(b)　武器、弾薬、爆発物及び爆発装置の移動

(c)　いずれか一方の税関当局が属する国にとって歴史的、文化的又は考古学的に重要な価値のある美術品及びこっとうの移動

(d)　高額の関税が課される物品の移動

(e)　知的財産権を侵害する物品の移動

(f)　有毒物質、核物質及び放射性物質その他環境又は公衆衛生に害を及ぼす物質の移動

第七条　支援の要請の形式及び内容

1　この協定に基づく要請は、書面により行われる。要請には、要請された支援の実施に有益な情報を添付する。緊急な事情によりやむを得ない場合には、口頭による要請であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、直ちに書面によって確認される。

2　1の規定に従って行う要請には、次の情報を含める。

(a)　要請当局

(b)　要請する措置

(c)　要請の目的及び理由

(d)　関連する法令その他法的要素

(e)　調査の対象である者及び物品に関する記述並びに判明している場合には当該物品の輸送手段に関する記述であって、可能な限り正確かつ包括的なもの

(f)　関連事実及び既に実施された調査の概要

3　要請は、英語又は被要請当局が属する国の公用語によって行う。

4　要請が1から3までに定める形式的な要件を満たしていない場合には、被要請当局は、それを訂正し、又は完成するよう求めることができる。もっとも、被要請当局は、その間予防措置をとることができる。

5　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に従って提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

第八条　要請の実施

1　被要請当局は、この協定に基づき要請された支援を実施するため、全ての合理的な措置をとる。要請された支援及び調査は、被要請当局が属する国の法令に従って実施される。

2　被要請当局は、要請された支援を実施する適当な機関でない場合には、その要請を適当な機関へ転送することができる。ただし、当該機関は、その要請に応ずる義務を負わない。

3　被要請当局は、要請当局の要請に応じ、かつ、適当と認める場合には、要請当局との調整のため、支援の要請に応じて措置をとる時期及び場所を要請当局に通報する。

4　要請当局は、要請した支援が実施されない場合には、速やかにその旨を通報されるものとし、また、その要請について支援を拒否する理由又は支援の実施を延期する理由の説明を受ける。当該説明には、要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を付することができる。

第九条　要請当局の職員の質問への立会い

1　要請当局の正当に権限を有する職員は、特に被要請当局の同意が得られる場合には、被要請当局が定める条件の範囲内で、かつ、被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

2　要請当局の職員は、被要請当局が自国の関税領域において行う質問にこの協定に定めるところにより立ち会うときは、公的資格の証拠及び身分証明書をいつでも提示することができるようにしなければならない。当該職員は、制服を着用し、又は武器を携行してはならず、かつ、被要請当局が属する国の法令に対するいかなる違反についても責任を負う。

第十条　情報の伝達

1　被要請当局は、調査の結果を、関連文書その他の物品とともに、書面により要請当局に伝達する。

2　1に規定する調査の結果は、被要請当局の裁量により、同様の目的のために作成される電算化された情報の形式で伝達することができる。

第十一条　情報の交換及び秘密性

1　この協定に従って入手した情報は、この協定の目的のためにのみ使用される。当該情報は、これを提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面によって承認した場合を除くほか、他の機関に伝達されてはならない。

2　1の後段の規定にかかわらず、情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、この協定に従って情報を入手した税関当局は、当該情報を自国の関連法執行機関に提供することができる。当該関連法執行機関は、この条に定める条件の下で当該情報を使用することができる。

3　この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されてはならない。

4　この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報が当該他方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されることが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において当該情報を使用するため、外交上の経路その他の当該一方の締約国政府の国の法令に定める経路を通じ、当該一方の締約国政府に対して当該情報を提供するよう要請する。

5　各締約国政府は、この協定に従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、当該情報を提供する税関当局が属する国の法令に基づき同種の情報に与えられている保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該情報を提供する税関当局が当該情報の開示に事前の同意を与えた場合は、この限りでない。